



栃木県公報

平成23年
2月22日(火)
第2251号

目次

告示

○県道の路線認定に関する告示の一部改正	137
○保安林の指定施業要件の変更	137
○介護保険法による介護老人保健施設の廃止	137
○特定計量器の定期検査の実施	138
○道路の供用開始	140

公告

○県営土地改良事業に係る換地処分	140
------------------	-----

告示

栃木県告示第五十六号

県道の路線認定に関する告示（昭和二十六年栃木県告示第百六十四号）の一部を次のように改正する。
平成二十三年二月二十二日

栃木県知事 福田 富一

表の八十九の項中「宇都宮那須烏山線」を「宇都宮笠間線」に改める。

(道路保全課)

栃木県告示第57号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次の保安林の指定施業要件を変更したので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年 2月22日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
那須塩原市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須塩原市役所に備えて縦覧に供する。）

(森林整備課)

栃木県告示第58号

介護保険法（平成9年法律第123号）第99条第2項の規定により介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第104条の2の規定により次のとおり公示する。

平成23年 2月22日

栃木県知事 福 田 富 一

介護保険 事業所番号	開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設		廃止の 年月日	サービスの 種類
		名 称	所 在 地		
52380053	医療法人石川会（社団） 理事長 石川 博人	介護老人保健施設博 愛	下都賀郡岩舟町大字 静1075番地1	平成22年 12月31日	介護老人 保健施設

（高齢対策課）

栃木県告示第59号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により次のとおり特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により公示する。

平成23年 2月22日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（2の(1)の定期検査を除く。）

区 域	期 日		場 所
	年 月 日	時 間	
野 木 町	平成23年 5月11日（水）	午前10時から午後3時まで	野木町丸林571番地 野木町役場
岩 舟 町	平成23年 5月12日（木）	午前10時から午後3時まで	岩舟町静2281番地 岩舟町中央公民館
栃 木 市	平成23年 5月13日（金）	午前10時から午後3時まで	栃木市藤岡町藤岡810番地 栃木市藤岡公民館
	平成23年 5月18日（水）	午前10時から午後3時まで	栃木市大平町西山田1771番地3 かかしの里
	平成23年 5月19日（木）	午前10時から午後3時まで	
	平成23年 5月20日（金）	午前10時から午後3時まで	栃木市大平町富田558番地11 栃木市大平まちづくり交流センター
	平成23年 5月24日（火）	午前10時から午後3時まで	栃木市旭町9番地7 栃木市栃木第四地区コミュニティセンター
	平成23年 5月25日（水）	午前10時から午後3時まで	栃木市今泉町2丁目1番地40 栃木市栃木保健福祉センター
	平成23年 5月26日（木）	午前10時から午後3時まで	
	平成23年 5月31日（火）	午前10時から午後3時まで	栃木市千塚町210番地 栃木市老人福祉センター福寿園
	平成23年 6月2日（木）	午前10時から午後3時まで	
	平成23年 6月3日（金）	午前10時から午後3時まで	栃木市藪部町3丁目13番地24 栃木市水道庁舎（浄水場）
平成23年 6月6日（月）	午前10時から午後3時まで		
平成23年 6月7日（火）	午前10時30分から午後3時まで	栃木市都賀町原宿521番地 栃木市都賀公民館	

壬 生 町	平成23年6月8日(水)	午前10時から午後3時まで	壬生町通町12番22号 壬生町役場
	平成23年6月9日(木)	午前10時から午後3時まで	壬生町安塚1179番地3 壬生町南犬飼地区公民館分館
下 野 市	平成23年6月13日(月)	午前10時から午後3時まで	下野市花の木3丁目8番地21 下野市テーマ館
	平成23年6月14日(火)	午前10時から午後3時まで	
	平成23年6月15日(水)	午前10時から午後3時まで	下野市小金井1127番地 下野市役所国分寺庁舎
	平成23年6月16日(木)	午前10時から午後3時まで	下野市田中681番地1 下野市役所南河内庁舎
上三川町	平成23年6月20日(月)	午前10時から午後3時まで	上三川町しらさぎ1丁目1番地 上三川町役場
	平成23年6月21日(火)	午前10時から午後3時まで	
益 子 町	平成23年6月23日(木)	午前10時から午後3時まで	益子町益子2030番地 益子町役場
	平成23年6月24日(金)	午前10時から午後3時まで	
茂 木 町	平成23年6月27日(月)	午前10時から午後3時まで	茂木町茂木1499番地2 茂木駅ききょうホール
	平成23年6月28日(火)	午前10時から午後3時まで	
芳 賀 町	平成23年6月30日(木)	午前10時から午後3時まで	芳賀町祖母井1020番地 芳賀町役場
市 貝 町	平成23年7月4日(月)	午前10時から午後3時まで	市貝町市塙1280番地 市貝町役場
野 木 町 岩 舟 町 栃 木 市 壬 生 町 下 野 市 上三川町 益 子 町 茂 木 町 芳 賀 町 市 貝 町	平成23年5月11日(水)から同年12月22日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)	午前9時から午後4時まで	宇都宮市刈沼町358番地4 栃木県計量検定所

2 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で行う定期検査

(1) 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
野木町、岩舟町	平成23年6月2日(木)から同年12月22日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
栃木市	平成23年6月9日(木)から同年12月22日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
壬生町	平成23年6月16日(木)から同年12月22日(木)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

下野市、上三川町	平成23年 6月23日(木) から同年12月22日(木) まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
益子町、茂木町	平成23年 6月30日(木) から同年12月22日(木) まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)
芳賀町、市貝町	平成23年 7月 7日(木) から同年12月22日(木) まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(2) 計量法施行令第10条第1項第2号に掲げる特定計量器の定期検査

区 域	期 日
栃木県の区域(宇都宮市の区域を除く。)	平成23年 5月11日(水) から同年12月22日(木) まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(産業政策課)

栃木県告示第60号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年 2月22日から同年 3月23日まで一般の縦覧に供する。

平成23年 2月22日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
193	一般県道 雀宮真岡線	河内郡上三川町大字西汗字下赤堀1582-9 から 河内郡上三川町大字西汗字西谷地賀1547-4 まで	平成23年 2月22日
269	主要地方道 小山環状線	小山市大字雨ヶ谷字本田746-6 から 小山市大字横倉字十二神597-1 まで	平成23年 2月22日

(道路保全課)

公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、県営石橋南部地区土地改良(区画整理)事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成23年 2月22日

栃木県知事 福田 富一

- 1 換地処分の年月日
平成23年 2月 7日
- 2 換地処分の内容
平成22年11月 5日付け栃木県告示第574号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)